

Volle Legalisierung der Gewerkschaftsbewegung in Japan nach dem Zweiten Weltkrieg und ihr politischer Prozeß

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/29261

戦後日本における団結の 「積極的承認」とその政治過程

前田達男

- はじめに
- 一 新憲法の制定と労働条項
 - 1 戦後改革と『新憲法』の制定
 - 2 ポツダム宣言と団結の自由化承認
 - 3 ワイマール憲法の影響
- 二 旧労働組合法と労働組合の法認
 - 1 労務法制審議委員会
 - 2 旧労働組合法の特質
 - (1) 刑罰法令からの解放
 - (2) 「労働者」概念
 - (3) 団結権の保障
 - (4) 旧労働組合法と「労働」
- 三 旧労働組合法から新憲法へ
 - 1 労働組合の簇生と団結承認
 - 2 生産管理闘争と労働生産主体
 - 3 極東委員会一六原則による総括

はじめに

労働者の団結は、一般的には、絶対的禁止・自由化・積極的承認という発展過程をたどるが、このようなプロセスが「純粹に」展開されるのは、イギリス、フランスなど市民革命によって絶対王政が打倒され、自由と民主主義の政治的レジームの確立後に資本・賃労働関係が全面発展した「先進資本主義国」について言いうることである。⁽¹⁾

政治的には（より厳密には、国家の内的形態上は）前近代的・絶対的支配体制を保存したまま、経済的には工業化・近代化を進めた後進資本主義国・ロシアや日本の場合、団結が国家権力によって保護もされないが禁止もされないという、この自由化段階（日本「大正デモクラシー期」⁽²⁾、ロシア「一九一七年二月〜一〇月革命」⁽³⁾）を歴史的に十分に経験することなく、また論理的にも自由論との連続「飛躍」の関係の吟味・内省の未熟のまま、敗戦「戦後改革や革命」社会主義社会建設の一部として積極的承認ないし「特別な地位の公認」⁽⁴⁾、その憲法的保障に到達した。団結権のこのような一挙的な確立は、しかし団結する権利が制限ないし否認された場合に、団結それ自体が「違法な存在」として禁止され、その効果をあげるためには国家の強制装置の動員・刑事制裁も当然とする、絶対的禁止の論理（それも「秩序の見地」からするそれ）に短絡しやすい。官公労働者の労働基本権制限とその法制、ならびに一九六六・一〇・二六全通東京中郵事件（最大判、刑集二〇巻八号九〇一頁）〜一九六九・四・二都教組勤評闘争事件（最大判、刑集二三巻五号三〇五頁）の試みた団結・争議行為の「自由化」の営為を挫折させた、一九七三・四・二五全農林警職法闘争事件（最大判、刑集二七巻四号五四七頁）、一九七七・五・四全通名古屋中郵事件（最大判、刑集三一巻三号一八二頁）以降の最高裁判例の「定着」⁽⁵⁾は、そのことを証明している。

こうした問題意識を持ちつつ、小論では、日本労働法の歴史的分析のための基礎作業の一つとして、戦後、国家形態の変革（外見的立憲君主制から議会制民主主義レジームへ）および新たな「諸国家の連関表」の下で達成された、団結の「積極的承認」（戦前・大正デモクラシー来の課題であった、挫折・中断されていた団結の半禁止状態からの解放・自由化の完成という内容も合せて有していた）のプロセスをフォローしておきたい。

- (1) 詳しくは、前田「国家」、『現代労働法講座①（労働法の基礎理論）』（総合労働研究所、一九八一年）参照。
- (2) 詳しくは、前田「労働法と国家——日本労働法史のための覚書——」前田・萬井・西谷編・片岡先生還暦記念『労働法学の理論と課題』（有斐閣、一九八八年）参照。
- (3) 辻 義昌『ロシア革命と労使関係の展開一九一四—一九一七』（御茶の水書房、一九八一年）二九四頁以下、参照。
- (4) 労働組合の本来的な機能としての労働者の職業的利益を企業管理部や国家に対して擁護することに加えて、労働者を国家や経済の管理に参加させる「伝導ベルト」としての機能（労働組合の国家化）。藤田 勇「ロシア革命と基本的人権」東京大学社会学研究所編『基本的人権③（歴史？）』（東京大学出版会、一九七〇年）三二七頁以下、小森田秋夫「団結権——二枚岩の労働組合」主義のもとでの問題の構造——」藤田 勇編『社会主義と自由権』（法律文化社、一九八四年）参照。
- (5) 前田「官公労働法」片岡 昇編『改訂・労働法』（青林書院、一九八三年）、法律時報・臨時増刊（労働基本権四・二判決の二〇年）など、参照。

一 新憲法の制定と労働条項

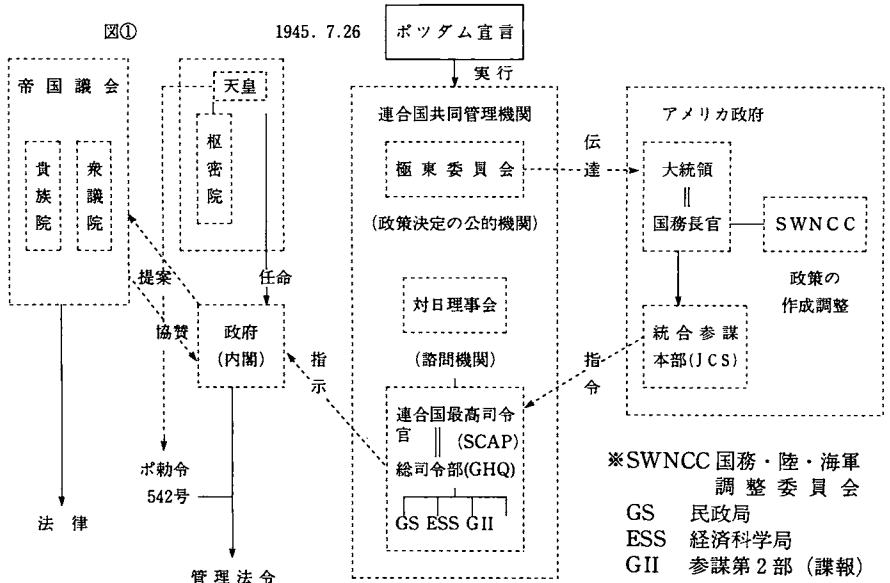
1 戦後改革と「新憲法」の制定

日本国憲法が法形式的には、大日本帝国憲法との完全な連続性のもとに、すなわち大日本帝国憲法第七三条の憲法改正手続に則り、天皇の裁可の下に公布されたこと、だがその内実が、「改正」草案の作成・決定のプロセス

からも窺えるように(表①参照)、戦後改革の一環としての『新憲法』の制定であったことは、周知のとおりである。

戦後改革、すなわち戦前の日本の国家・社会を特徴づけた天皇制レジーム(明治憲法、天皇制軍部・官僚機構、天皇制イデオロギー〔教育勅語〕および経済的下部構造として寄生地主制、財閥資本、植民地〔台湾、朝鮮、満州〕)の解体ないし改編と若干の社会改良的システムをもったアルジョア民主制レジーム『改良型国家独占資本主義の枠組みの設定』⁽¹⁾を、実質的に領導したのは、アメリカ政府の占領政策(政策立案・調整機関としてのS W N C C State-War-Navy Coordinating Committee 一九四四年一月設置、代表的な政策として「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」と占領軍である。⁽²⁾しかしその政策は、ポツダム宣言という『最高法規』の実行として、反ファシヨ連合国の公的な政策決定機関『極東委員会(在ワシントン)の承認を受けねばならず、⁽³⁾占領政策執行機関としてS C A P (Supreme Commander for the Allied Powers) - G H Q (General Headquarters) も、一面では、アメリカ統合参謀本部の傘下にある「私的」機関(アメリカ太平洋陸軍司令官・総司令部)であるが、他面では、ホワイトハウスを媒介として伝えられるところの、極東委員会が決定・裁可する政策を執行する「公的」な機関でもあった(連合国最高司令官・総司令部、図①参照。なお、アメリカ軍による直接的統治『軍政が敷かれた沖縄の場合、極東委員会→アメリカ大統領の線は存在しない)。

戦後日本における団結の「積極的承認」とその政治過程



【政策文書 (例)】 (A) 1946. 12. 6 極東委員会「日本労働組合に関する16原則」

(B) 1945. 9. 6 降伏後に於ける米国の初期対日方針

【指令 (例)】 1945. 10. 4 政治的、公民的及び宗教的自由に対する制限除去の件 (覚書)

合衆国対日人事顧問使節団報告 (フーバー報告) 1947. 6. 16 → マッカーサー 書簡 1948. 7. 22 → 政令201号 1948. 7. 30 → 国公法改正 1948.12. 3
 → 公労法制定 1948.12.20
 → 地公法制定 1950.12.13

総司令部労働諮問委員会最終報告書——日本における労働政策とプログラム—— 1946. 7. 29 → 労働次官通達「民主的労働組合及び民主的労働関係の助長について」 1948.12. 22 → 1949. 6. 1
 → 労働省・法規改正委員会「改正試案」 1949. 2. 14 → 労組法改正

リッジウェイ声明 (占領法規再検討) → 1951. 5. 1 → 政令諮問委員会 答申 1951. 7. 9 → 労働関係法令審議委員会 会答申 (吾妻私案基礎) 1952. 3. 25 → 労調法改正 (緊急調整制度導入) 1952. 7. 31

ポ政令311号 1946. 6. 12 → ポ政令325号 「占領目的阻害行為処罰令」 (例) マ元師 2・1ゼネスト中止指令 1947. 1. 31 → マーカット覚書 (全通 3月闘争禁止) 1948. 3. 29 → ゼネスト禁止法案 → スト観制法 1953. 8. 7

挿入され、現行規定となった。

2 ポツダム宣言と団結の自由化承認

GHQ憲法草案に右のような労働条項が盛り込まれた経緯ないし背景としては、次のような事情が考えられる。占領政策の準拠すべき「規範」としてのポツダム宣言は、その第一〇項に「日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於テ民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ言論、思想ノ自由並ビニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ」を掲げ、「前記諸目的ガ達成セラレ且日本国民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府 (a peacefully inclined and responsible government) ガ樹立セラルル」ことを以て、占領体制は終結するとしていた。ポツダム宣言の具体化、占領政策の編集・執行は、アメリカ政府↓SCAP↑GHQの線を通して進められた。一九四五年一月モスクワでの米・英・ソ三国外相会議において、その設置が決定された極東委員会は、実質的には、これのチェック機関であった。SWNCCでの検討を経て大統領の確認を受け、SCAPに手交された文書「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」(SWNCC一五〇・四・A)は、占領政策の基要綱を示した文書である。後に、極東委員会「降伏後の対日基本政策」という形でオーソライズされることになる同文書は、その「究極ノ目的」の一つに「日本国民ハ個人ノ自由ニ対スル欲求並ニ基本的人権特ニ信教、集会、言論ノ自由ノ尊重ヲ増大スル様奨励セラルベク且民主主義的及代議的組織ノ形成ヲ奨励セラルベシ」を掲げ、「民主主義的基礎ノ上ニ組織セラレタル労働、産業及農業ニ於ケル組織ノ発展ハ之ヲ奨励支持スベシ」とする一方、「封建的及權威主義的傾向ヲ修正セントスル政治形態ノ變更ハ日本国政府ニ依ルト日本国民ニ依ルトヲ問ハズ許容セラレ且支持セラルベシ」スル變更ノ実現ノ為日本国民又ハ日本国政府ガ其ノ反対者抑圧ノ為実力ヲ行使スル場合ニ於テハ最高司令官ハ麾下部隊ノ安全並ニ占領ノ他ノ一切ノ目的ヲ確実ニスルニ必要ナル場合ニ於テ

ノミ之ニ干渉スルモノトス」とまで言い切っていた。

この全般的な指針文書をもとに、S W N C Cの承認を経て統合参謀本部 (Joint Chiefs of Staff) から S C A Pに指令された文書が「日本占領および管理のための連合国最高司令官に対する降伏後に於ける初期の基本的指令」⁽¹⁰⁾ (JCS—三三八〇・一五)であり、ここでは「労働、産業及農業に於ける民主主義的基礎の上に組織された団体の發達」を奨励し、これに好意を示すこと、「民主的な線に沿う被使用者の組織の結成に対するすべての法的障害の撤廃を要求する」、「罷業又は他の作業停止は、これが占領軍の軍事行動を妨害するか又はその安全を直接危うくすると貴官が認めたる場合にのみ、防止又は禁止すること、なども指示されていた。

治安維持法の撤廃、天皇制・国体批判の自由、政治犯・思想犯の釈放、特高警察の廃止等を日本政府に指示した一九四五年一〇月四日の「政治的、公民的、及宗教的自由に対する制限除去の件(覚書)」⁽¹¹⁾、「労働に威厳を賦与し、労働者階級が搾取と濫用より己を擁護し、生活程度を向上せしむる為、大なる発言権を与へらるべし。之と共に、現存する幼年労働の悪弊を是正する為、必要な措置を採ること。」とする「労働組合の組織奨励」や「婦人の解放」、「学校の自由主義化」、「経済制度の民主化」などの五大改革指示⁽¹²⁾ (一〇月一日)も、以上のようなポツダム宣言—占領政策・指針の具体化・実行として位置づけられる。

3 ワイマール憲法の影響

こうした動きと『新憲法』との関係は、次のようになる。SCAPは、すでに一〇月四日および一〇月一日に日本政府要人に対して、憲法改革の必要を示唆ないし指示していた。⁽¹³⁾ 例えば、五大改革の指示に際してマッカーサーは、『ポツダム』宣言の実現に当りては、日本国民が数世紀に亘り隷属せしめられたる伝統的社會秩序は、是正せらるるを要す。右は疑ひもなく、憲法の自由主義化を包含すべし。」との意見を幣原首相に表明していた。

ないときは、その生計の維持に欠くことのできぬものの給付がなされるべきである」(Every adult has the right to earn a living by productive work. <Insofar as a suitable occupation cannot be found for him, provision shall be made for his necessary maintenance.>).

(1) この点について詳しくは、前田「日本における現代法の展開と特質」(天野「片岡」甲斐編『法学の基礎』(青林書院新社、一九七七年)二五四頁以下)参照。

(2) SWNCCとその対日政策については、竹前栄治『戦後労働改革——GHQ労働政策史——』(東京大学出版会、一九八二年)に詳しく紹介されている。

(3) このような点を考慮すれば、戦後改革の国際的背景を米ソ関係、アメリカの対日政策(その変化)に限っていたのでは不十分であり、ヨーロッパの福祉国家・社会国家モデルとそのイデオロギーとしての「ネオ・コーポラティズム」の影響、あるいはドイツにおける戦後再建の動向をも視野に収める必要がある。山口 定「西ドイツにおけるデモクラシーの再建」大童・山口・馬場・高橋編『戦後デモクラシーの成立』(岩波書店、一九八九年)参照。

(4) 全文(和訳及び英文)は、憲法調査会『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』(一九六四年)七〇一頁以下。

(5) 全文は、清水 伸編著『逐条・日本国憲法審議録・第四卷(解説・資料・総索引)』(有斐閣、一九六三年)三四〇頁以下。

(6) 傍線は引用者。全文は、清水 伸・前掲書、三五一頁以下、また英訳は四四三頁以下、参照。なお、GHQ草案第二四条に対応する条文はない。児童労働の件は、意に反する苦役の禁止を規定した、第二九条二項に「児童の虐待は之を禁止す」として載せられている。GHQ草案第二四条対応条文は、第三三条「法律は、すべての生活分野について、社会の福祉及び安寧並びに公衆衛生の向上及び増進のために立案されなければならない」(In all spheres of life, laws shall be designed for the promotion and extension of social welfare and security, and of public health)として「復活」している(現行規定二五條二項、参照)。しかしながら立法の理念から「自由、正義および民主主義(freedom, justice and democracy)」がドロップしたことにより、GHQ草案の根底にあった「社会的権利および経済的権利」全体の総則的な位置ないし意味は失われている。

(7) 全文は、永井利谷編『資料・日本国憲法1』(三省堂、一九八六年)一一八頁以下。

(8) 全文は、永井利谷編・前掲書、三二頁以下、清水 伸・前掲書、二二七頁以下。

- (9) 全文は、歴史科学協議会編『史料日本近現代史〔戦後日本の道程〕』（三省堂、一九八五年）一四頁以下。
- (10) 全文は、清水・前掲書、二二三頁以下。
- (11) 全文は、清水・前掲書、二五七頁以下。
- (12) 全文は、清水・前掲書、二六一頁以下。
- (13) 近衛文麿による「帝國日本国憲法改正要綱」の策定（これには、佐々木惣一博士が実際の作業に当たった）は、一〇月四日のマツカーサー・近衛國務大臣会談における「示唆」（GHQは後一月一日になって、「関知せず」との声明を発表したが）の影響によるものである。詳しくは、佐藤達夫『日本国憲法成立史・第一巻』（有斐閣、一九六五年）一七九頁以下、参照。
- (14) 全文（和訳及び英文）は、憲法調査会・前掲報告書、六四六頁以下、参照。
- (15) 「極東委員会及連合国防理事會」設置を発表したモスクワ外相会議コミュニケ（二月二八日）は、「合衆国政府の任務」として「合衆国政府は、……常に最高司令官に対し、中間指令を発することを得る。但し日本の憲政機構若しくは管理制度の根本的変更（fundamental changes in Japanese constitution structure or in the regime of occupation）を規定する……指令は、極東委員会の協議および合意の達成のあった後に於てのみ発せられるべきである。」とした（永井利谷編・前掲書五三頁、憲法調査会・前掲報告書二七二頁以下、参照）。このため極東委員会の活動開始（第一回会合）以後は、SCAP-GHQの憲法改正作業に關する権限は、大幅に制限されることになる。また実際、発足した極東委員会、その第三分科会「憲法および法制の改革」は、「天皇制・国会・内閣・地方自治・政党、権利章典、日本憲法と新憲法草案作成の機關、司法、選挙制度、警察制度の改革」を檢討課題とし、精力的に作業を進めた。極東委員会の作業については、播磨信義の研究「極東委員会と日本国憲法の制定過程」山口大学教育学部研究論叢三三巻一部などが注目される。
- (16) GHQの構成・人物像は、竹前栄治『GHQ』（岩波新書、一九八三年）、木村正明『GHQ——構造と権力』思想の科学研究会編『日本占領軍・その光と影（上巻）』（徳間書店、一九七八年）参照。
- (17) 作業班によって「この憲法草案中に包含されている諸案項は、民主的で、かつ承認できるものである。」との評価を受けた。草案要綱全文は、佐藤達夫『日本国憲法成立史・第二巻』七八四頁以下に、一次案、二次案、三次案、各々の起案の趣旨説明とともに取められている。憲法研究会は、ヨーロッパの労働事情にも明るく、友愛会評議員でもあった高野岩三郎の呼びかけで創設された。そこでの論議を参考にし、「新たに民主主義の原則に基づく憲法が制定されるべきである」との立場から、鈴木安蔵がまとめたのが、この憲法草案要綱である。構想に当ってはワイマール憲法の影響が大きいが、社会権の内容、労働条項の豊富さ（これは「労働の義務」、つまり「働かざる者、食うべからず」の原則と対になっている）には、ソヴェト憲法（一九三六年）の入力がか

の現行労働組合法への全面改正の一つの論拠ともされた。しかしながらそのような弱点をもちながらも、答申案の附帯決議に見られる次のような「新しさ」こそ、旧労働組合法（案）の基調をなすものである。⁽⁷⁾

附 帯 決 議

(傍点、引用者)

- 一、憲法中ニ労働ノ権利及義務ニ関スル規定ヲ設クルコト
- 二、法第一条ノ精神ニ基キ第二条ニ掲グル法令ノ外刑罰並警察法令ニ付団結權ニ対シテ不当ノ制限ヲ加ヘザル様濫用防止ノ措置ヲトルベキコト
- 三、政府ガ労働行政機構ヲ整備拡充シ、出来得ル限り速カニ労働省ヲ創設シ之ニ勤労行政ヲ統一スベキ手続ヲ講ズルト同時ニ中央地方ニ亘リテ一切ノ労働行政事務ヲ警察行政ヨリ分離シ末端事務ハ勤労署ヲ拡充改造シテ之ニ当ラシムルコト
- 四、經濟復興ヲ審議スル等ノ場合ニ於テハ労働組合ノ代表者ヲ参加セシメ広く労働者ヲシテ經濟復興ノ重責ヲ分担セシムルノ趣旨ヲ明カニスルコト
- 五、労働争議調停法ヲ廃止シ、新タニ労使関係ノ調整ヲ目的トシテ争議ヲ予防スルト共ニ迅速簡易ニ争議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト
- 六、中央労働委員会ハ其ノ指令ノ下ニ労働ニ関スル科学的調査ヲ行ハシメルタメニ現存ノ機関ヲ統合シ十分ニ組織セラレタル有力機関ヲ設置シテ之ヲソノ事務局ニ附属セシメルコト
- 七、労働委員会ノ委員又ハ、労働組合ノ役員ノ選任ニツイテハ人選ヲ慎重ニシテ軍国主義者ソノ他本制度ノ精神ニ鑑ミ不適當ナルモノヲ除外スルヨウ特別ノ配慮ヲナスコト

2 旧労働組合法の特質

(1) 刑罰法令からの解放

こうした基調の下に答申された旧労働組合法案は、政府の下での若干の追加・整理の上、一月八日第八九帝國議會に上程され、一月一日衆議院、一三日貴族院通過により成立をみた。旧労働組合法には、文理上「結社の自由」に抵触する部分のあることは否定しえない。しかし旧労働法の立案者たちが、労働組合の国家（具体的に、警察権力行政）からの自由（その制度的保障を含む）を指向していたことは、右の附帯決議からも明らかである。

労働組合法に係る労務法制審議委員会答申の出されるこの時点までに、一月四日SCAP覚書に基づいて、治安維持法、治安警察法などの「治安」法令は廃止され、国民勤労働員令などの戦時労働統制法令も撤廃されていた。特高警察など治安警察機構の廃止と関係警察官吏、警官の罷免も断行された。こうした状況をもふまえて、労務法制審議委員会答申・労働組合法案は、「従来一般刑法その他警察法規が罷業抑圧の目的を以て不当に濫用せられたる例少からざるに鑑み」（第二回労務法制審議委員会提出の末弘嚴太郎「労働組合法立法に関する意見書」）その第二条は、「左ノ法令ノ関係条項ハ労働組合ノ為ニスル組合員ノ前条規定ノ精神ニ基ク行為ニツイテハ之ヲ適用セズ 一、刑法 二、暴力行為処罰ニ関スル法律 三、警察犯処罰令 四、行政執行法 五、出版法」とし、その運用によって「団結の自由」を侵害する可能性のある法規を列挙していた。

〔第五回労務法制審議委員会に提出された小委員会原案では「前条規定ノ精神ニ基キ左ノ法令ハ労働組合ノ為ニスル組合員ノ正當ナル行為ニ付イテハ之ヲ適用セズ」（傍点、引用者）となっていたが、「正當な行為に付ても適用があるのかと云う感じを懐かれる」（桂 皋「化学工業統制会理事」）「たった一句の『正當ナル』と云ふ言葉から非常に面倒な事態が起り得る」（點澤）などの意見がだされ、答申案のように改められた。その後、政府案の段

階で「刑法第三五条ノ規定ハ労働組合ノ団体交渉其ノ他ノ行為ニシテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル為シタル正当ナルモノニ付適用アルモノトス」(第一条二項)と「簡略化」⁽⁹⁾され、さらに一九四九年現行法への全面改正時に、「但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない」との但書が付加された。

(2) 「労働者」概念

「職業ノ種類ヲ問フズ賃金、給料其ノ他之ニ準ズル収入ニ依リ生活スル者」をすべて「労働者」と規定したことも(第三条)、戦前の労働組合法案とは異なる点である。労務法制審議委員会では、官庁側を代表する委員(より正確には、「官」事業主を代表した運輸省鉄道総局勤労局長、通信院総務局長など)による、官業労働別扱論、或いは雇員・傭人と官吏の区別論⁽¹⁰⁾(官吏の団結権行使と官吏服務紀律との衝突、俸給令による給与額決定と団体交渉との矛盾など)を退け、画期的な「労働者」規定を採用している。かつてワイマール・ドイツにおいて大論争が展開され、ジントツハイマーなど改革派(官吏も「労働者」カテゴリーに含めることで、官吏法と労働法の統合を図り、官吏をSPDの主導下にあるADGB(ドイツ労働組合総同盟)の傘下に掌握することを媒介として、官吏制度の改革に着手する)⁽¹¹⁾が少数意見にとどまらざるをえなかったところの、「官吏(Beamte)は労働者(被傭者Arbeitsnehmer)なりや?」という問題は、戦後日本においては肯定的な解答を引き出した。

ここで重要なのは、「職業ノ種類ヲ問フズ」とともに「給料ニ依リ生活スル者」を「労働者」概念に包摂していることである。「賃金」「給料」(官吏の場合、「俸給」)は、それぞれ職工(日給制)、社員ないし職員(終身雇用・月給制)(官吏(終身雇用、高等官⁽¹²⁾年俸⁽¹²⁾判任官⁽¹²⁾月給制))に対応する賃金形態であり、また雇用形態の違いをも示すカテゴリーである。戦前においては「給料」「俸給」生活者は「労働者」(職工)との間に一線を画してい

た。旧労働組合法の「労働者」規定は、工員・職員の差別（官吏と雇員・傭人の差別）、「官」「民」を区別することなく、等しく「労働者」の範疇において捉えることによつて、労働者の身分差別を廃し、経営（官庁）民主化にこの面からも寄与するという、たんなる認識論にとどまらぬ改革的意義をもつ概念規定でもあった。

なお「警察官吏、消防職員及監獄ニ於テ勤務スル者」に対する団結禁止（四条一項、もつとも現在の国家公務員法と違って罰則はない）、「官吏、待遇官吏及公吏其ノ他国又ハ公共団体ニ使用セラルル者」に対する別扱い（四条二項、団結の自由は保障）に相当する条項は、労務法制審議委員会の答申案には存在しない。労務法制審議委員会案から政府案に移った段階で「追加」されたものである。「官」「民」別扱論からの巻き返しがあったものと思われるが、このプロセスを示す公開された記録文書はない。他方、警察官吏等の「結社」は、それを禁止していた治安警察法（第五条）の廃止によつて自由化されたが、このことは、日本政府による「警察消防官吏の政治結社加入禁止申入れ」は、「集會、結社、言論の自由を束縛し、政治的意見表示に関する個人の権利を侵害するものなるが故に不得策なり」というGHQの拒否回答（一九四六・七・一二指令一〇六三号）によつて、公的にも確認された¹³⁾。

(3) 団結権の積極的保障

「団結権ノ保障及団体交渉権ノ保護助成」を謳う旧労働組合法が、「労働者が団結権を自由に行使することができ、これを確保する」ためにとつた「必要にしてかつ適当なすべての措置」（ILO八七号条約第二部「団結権の保護」第十一条）は、具体的には、先に述べた、(1)団結・団結活動の刑罰法令からの解放なしし刑事免責（一条二項）、(2)団体交渉権に関する規定（一〇条）、(3)「使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ」する解雇・不利益取扱¹⁴⁾、黄犬契約の禁止と違反に対する刑事制裁、いわゆる科罰主義（十一条、三三条一項、同一項「前

項ノ罪ハ労働委員会ノ請求ヲ待テ之ヲ論ズ)、(4)争議行為の民事免責(第一二条「使用者ハ同盟罷業其ノ他ノ争議行為ニシテ正当ナルモノニ因リ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員ニ対シ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス」)⁽¹⁵⁾である。

旧労働組合法に対しては、使用者による組合支配を防ぐ手立てに欠ける、団体交渉権を付与しながら使用者の誠実交渉を義務づける規定が欠落している、等々の批判がなされている。⁽¹⁶⁾確かに、形式的には、現行労働組合法がその第七条に掲げる不当労働行為類型、あるいはアメリカ・ニューデイル改革期の労働立法(ワグナー法)と比較してみれば、「団体交渉拒否」「支配介入」及び総括的規定(ワグナー法八条一号)が欠落していることは明らかである。だがそれに対しては、次のことを指摘しておく必要がある。

旧労働組合法の労務法制審議委員会答申案には、「団体交渉権ノ保護助成」の文言は存在していなかった。「**団結権ノ保障**」には、当然、「**団体**」交渉⁽¹⁷⁾労働組合の「**認知**」が含まれると考えられていたからである。そのことはさておき、旧労働組合法が団結権保障のために設けた四つの条項は、戦前の日本において労働者が「**結社ノ自由**」(大日本帝国憲法第二九条)を利用して団結し、その団結の力で資本金と対等の地位に立って労働条件の取引・交渉をしようとした場合に現実には障害となっていた、(1)「労働組合の組織活動を阻害すべき各種の刑罰法令」、(2)「労働組合に対する資本家の圧迫」としてなされる、①「**団体交渉の拒否**」、②「**組合員の雇入拒否**」、③「**賠償の請求**」に対応するものであった、ということである。⁽¹⁷⁾労務法制審議委員会・答申案は、このような文脈において読めば、「必要にしてかつ適当なすべての措置」を十分に考慮していたことが分る。この場合、問題とされる、「**団体交渉権ノ保護助成**」ないし**団体交渉拒否**に対する救済は、実際には、次のような労働委員会機能の活用で行われる。

労働委員会に対して、不利益取扱・黄犬契約をなした使用者の処罰請求権を付与した旧労働組合法は、労使関

係の実情調査・把握のため、今日の労働基準法上の労働基準監督官の権限にも類似する調査権限を労働委員会に付与していた(二九・三五条)。「団体交渉ノ斡旋」の事務を扱う(二七条二号)労働委員会は、団体交渉そのものを拒否し、あるいは誠実に交渉に臨もうとしない使用者に「出頭ヲ求メ」て事情を聴取し、あるいは交渉記録その他の「必要ナル帳簿書類ノ提出ヲ求メ」、場合によっては労働委員会職員を「事業場ニ臨檢シ」て「団体交渉ノ斡旋」の実(団体交渉の促進、拒否の救済)を挙げることができた。⁽¹⁸⁾

同様のことは、支配介入についても言える。使用者の支配介入がもたらす労使の紛争、ひいては「労働争議ノ予防」のため、支配介入の救済申立があれば、調査権を活用して(もしそれが不利な利益取扱をも構成しているなら、処罰請求権をも活用して)使用者に対して「団結権の保障」の趣旨を理解させ、調停的に解決することも可能であった。⁽¹⁹⁾

(4) 旧労働組合法と「労働」

旧労働組合法は、団結の自由化・積極的承認という、団結権確立の歴史的・論理的階梯を一挙的になしとげ、「集团的自治の枠組み」を作り上げた。だが、敗戦国日本の平和的・民主的・文化的国家への再建・改造という戦後改革課題の中にあつて、労働のマグナ・カルタをも志向した旧労働組合法の、何よりももの斬新さはそのことに尽きない。国家権力・刑法法令からの団結の解放、「団結権ノ保障」「団体交渉権ノ保護助成」が、労使関係的な地平をこえて、「労働者ノ地位ノ向上」を媒介として政治・経済社会の改革をも展望していた、そのことにも注目したい。

旧労働組合法の第一条は、「本法ハ団結権ノ保障及団体交渉権ノ保護助成ニ依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ助ケ経済ノ興隆ニ寄与スルコトヲ以テ目的トス」と、その目的を謳っている(労務法制審議委員会・答申案では「本法ハ

団結権ノ保障及団体交渉権ノ保護助成ニ依リ労働者ノ經濟的社会的並政治的地位ノ向上ヲ助け經濟ノ興隆ト文化ノ進展ト寄与ヲ与フルコトヲ以テ目的トス」と、この法律の立法意図をより鮮明に、かつ格調高く表明しているが、政府案の段階で「簡略化」された。傍点・傍線は引用者）。

さて（戦前）日本資本主義には、有名な次の規定が与えられている。「日本資本主義の根本的特徴は、膨大な半農奴制的零細耕作の地盤の上に、広汎なる半隷農的零細耕作農民及び半隷奴的賃銀労働者の労役土壌の上に、巨大なる軍事機構＝鍵鑰産業の体制を強作用的に構築するに至つてゐる必然性に基く基本矛盾。即ち巨大なる軍事機構＝鍵鑰産業体制の構築必至に基因する所の軍事的半農奴制的官府下での半隷農主的寄生地主と軍事的地主的資本家との相関並に半農奴制的零細耕作基調での半隷農制的年貢徴収と半隷奴制的労役との相関、それがための狭隘なる再生産軌道対応としての植民園劃保、逆に該労役維持と該劃保遂行とのための特徴的な裝備の整備必至、その早期以来の帝国主義的設備の必然性、それらの相互規定。それに基く基本矛盾（機構の脆弱性並に海陸裝備の制約性とプロレタリアートの必至性並にその基本線と半隷農的零細耕作農民での基本線での統合の必然性）。これである。」⁽²⁰⁾

ポツダム宣言「初期対日方針が掲げる「非軍国主義化」「軍国主義及侵略ノ精神」の根絶という政策シンボルは、「巨大なる軍事機構＝鍵鑰産業体制」「植民園劃保」の「必至」が、「半隷農的零細耕作農民及び半隷奴的賃銀労働者の労役」という「土壌」の上に、又その故に再生産されるものであるから、その具体化・実現のためには、このような「土壌」のラディカルな改革が不可避であった。⁽²¹⁾ 旧労働組合法の立案者もこのような課題意識を共有している。「団結の自由」の保障によって、労働者、職員、下級官吏が自らを労働組合に組織し、その団結の力で「半隷奴制的労役」を超越する、ひいては生産の最大の要素「労働」に自由と主体性確立の条件を付与することによって、労働主体の生産意欲と技術水準を高め、生産の復興ひいては「經濟ノ興隆」（經濟の民主的再建と發展）

を達成する。こうした考え方が貫かれているのが第一条であり、「経済ノ興隆」は以上の文脈において理解すべきものである。

戦前の日本は、八大工業国の一つとしてILO常任理事国の地位にありながら、国際労働条約「労働条件の「例外」「除外」扱いをつねに主張し⁽²²⁾、「労働ハ半ニ貨物又ハ商品ト認ムヘキモノニ非ス(Labour should not be regarded merely as a commodity or an article of commerce)」とのILO(旧)労働憲章にもかかわらず、「労働者」に向かつて永久に自由を与えず、何時までも「商品」としてのみ之を扱⁽²³⁾い、「印度以下の労働賃銀及び肉體消費的労働条件」(山田盛太郎)を労働主体に強いることで、「殖産興業」「富国強兵」を推進してきた。「偏狭な国防乃至警察的見地」「資本家本位の産業観」を批判し、「労働が…欠くべからざる生産の要素であることを認め、労働者に向かつても亦彼等が労働の喜びに燃えつつ心より満足して働き得るだけの労働条件を与えてこそ、産業も亦最もよく発展し進行するであろう」という「労働」観は、「富国強兵」路線の破産「敗戦」という状況を前にして、その登場の場を与えられることになった。旧労働組合法第一条の掲げる「経済ノ興隆」が、社会・経済における「労働」の価値への高い評価と「労働」の組織化と参加による生産「経済機構」の民主的再編成を主要内容とする、「経済的民主主義」の思想に支持されるものであった⁽²⁴⁾ことを指摘しておきたい。

(1) 戦前、「臣民の権利」としての自由権は、いずれも「法律の留保」がつけられていた。例えば、「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁査問処罰ヲ受クルコトナシ」(二三条)、「日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」(二八条)。しかも国家権力の執行機関は、「官制」(勅令)によって設置、改廃され、文官、武官の任免権は天皇の大権事項とされてい
たため(一〇条)、憲兵、特高、警察等の軍・警察機構が「法律の支配」の拘束を無視して「臣民の自由」を非法的・行政的に侵犯することに對して、議會と國民は有効な法的對抗手段を有していなかった(国家無答責の原則)。

(2) 戦後改革期の労働立法の多くは、GHQ主導、英文和訳調のスタイルをとり(その典型として、連合国最高司令官マッカーサーの芦田内閣総理大臣宛書簡(一九四八年七月二日)によって要求され、「合衆国対日人事行政顧問団」により手交された)三

for Partial Amendment of the National Public Service Law をベースに、一九四八年二月全面改正された国家公務員法を挙げることができる。その立案作業過程も公になっていないものが多い。これに対して旧労働組合法の立案作業は、労務法制審議委員会においてなされた『国産品』であり、GHQの介入は『監修者』的役割にとどまっている。労務法制審議委員会での審議過程は、「この法制制定に至りました基本観念及びその論議等も世間に発表することが、根本観念を示す一助」(亀山厚生次官)という考えの方の下に、その議事録が公表されている(労働省編『資料労働運動史昭和二〇―二一年』六八―九頁以下)。また労務法制審議委員会の下には、「整理委員会」ないし「小委員会」が設置され、審議のまとめ、案文の起草を行ったが、その内容についてはこの作業を担当ないし補佐した人々の『証言』(例えば、語り手・松岡三郎、ききて・磯田進・野村平爾「労働法の内幕一九四五―一九四七年」季刊労働法第八一―一〇号、山中篤太郎「労働政策とわたし」季刊労働法第七七―八〇号)によって、その概要を把握することができる。

(3) 欧米留學、ヴェルサイユ講和會議との関わり、帰国後の労働法についての積極的な活動など、詳しくは、石田眞、末弘労働法論ノート——『形成期』末弘労働法学の一断面』早稲田法学六四卷四号、また随意科目「労働法制」の開講が国際的な契機『ヴェルサイユ条約(労働)批准後への対応の必要によっても後押しされたことについて』工藤誠爾『史録ILO誕生記』(日本労働協会、一九八八年)特に、二四―二頁以下を参照。

(4) 詳しくは、大河内一男『「社会政策学会」の復活と社会政策論争』『社会政策四十年・追憶と意見』(東京大学出版会、一九七〇年)および『増補・社会政策の基本問題』(日本評論社、一九五四年)参照。

(5) もっとも戦前の労働組合法案、例えば一九三二年の第五九議案提出の労働組合法案の第一八条「労働組合ノ行為安寧秩序ヲ紊ルトキハ主務大臣ハ労働組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得」と比較して見ると、行政権力の発動に対しては、次のようなチェックがかかっている。第一に、戦前の場合、主務大臣(内務大臣、実際には警察官吏)が「安寧秩序ヲ紊ル」と判断すれば、即、解散命令を発したのに対し、戦後の旧労働組合法では、行政権力の発動は労働委員会における実質的判断(申立)を前提要件とし(この点は、GHQの指導によるところが大きい)、かつ「屢法令ニ違反シ」その結果「安寧秩序ヲ紊ル」ことの法廷での具体的立証が必要とされた。第二に、この点がより重要であるが、天皇制主権から国民主権への主権原理の変更に、国家無答責の原則は否定され、行政権力の発動が厳格に法律に羈足される一方、違法な行政命令に対する取消訴訟、責任追及の道が開かれたことである。なお解散(命令)の規定は、戦前の労働組合法案でも一九二五年の内務省社会局案には存在していない。戦後、労働組合に対して解散が命じられた事例として有名なものに、全労連(全国労働組合連絡協議会)の解散があるが、これはこのような「解散」規定をもたない現行労働組合法の下で、「ポツダム宣言受諾二件ヒ発スル命令ニ関スル件」(勅令五四二号)に基づき、昭和二十二年

のポカ令第百一号「政党、協会ノ他ノ団体結成ノ禁止等ニ関スル件」を改正した「団体等規正令」第四条によって、超憲法的に行われたものである（詳しくは、大原社会問題研究所『日本労働年鑑』第二四集、三三六頁以下参照）。ポカ令第百一号は、元来「国家主義団体解散指令」を実行するためのものであった。

(6) この一部は、『資料労働運動史昭和二〇—二一年』に掲載、全文は竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』（日本評論社、一九七〇年）三七三頁以下に採録。なお、旧労働組合法の届出主義と解散命令を含む行政介入は、自由設立主義・資格審査制度のアメリカ法的な視点からは「異様」と映るかもしれないが、大陸法的な伝統（例えば、フランス一八八四年職業組合法）からすれば、共通する点も少なくない。詳しくは、石井保雄「組合の自由と国際労働基準——組合の結成・運営に関するILOと日・仏・米の比較立法的考察——」秋田成就編『国際労働基準とわが国の社会法』（日本評論社、一九八七年）参照。

(7) 竹前栄治『一九四九年労働法改正前史』（中村隆英編『占領期日本の経済と政治』東京大学出版会、一九七九年所収、三〇七頁）によれば、GHQ初代労働課長であったW・カルピンスキーは「団結権・団交権・争議権を持つ労働組合を法認させるためにこの法案を成立させることが重要である……たとえ欠陥があってもまず労働憲章（マグナ・カルタ）的宣言をこの法案で謳い……欠陥部分の是正・改正などは引き続き行えばよい……事実この法案が成立直後労働法案の準備と憲法に盛り込むべき（労働条項）の起草を労務法制審議委員会のメンバーと協力して開始し」たと、この当時のGHQの態度を説明している。

(8) これらの法規が労働組合運動など無産者運動に対していかに運用されていきたかについては、潮見俊隆「渡辺洋三」戦前における日本の警察（戒能通孝編『警察権』岩波書店、一九六〇年、所収）を参照。

(9) もっとも、衆議院および貴族院本会議で芦田・厚生大臣は、「本法案ハ……労組ノ団体交渉『ピケッティング』其ノ他ノ争議行為等ニシテ、正当ナルモノニハ、刑罰及ビ警察取締ノ規定ノ適用ヲ排除シ……タ点デアリマス」と、提案理由を説明している（労働省編『労働行政史』第二巻、労働法令協会、一九六九年、二一九—二二〇頁、傍点は引用者）。周知のように、三友炭坑事件（最三小判昭和三二年二月一日、刑集一〇卷一二号一六〇五頁）、羽幌炭礦事件（最大判昭和三年五月二八日、刑集一二卷八号一六九四頁）に代表される最高裁判例は、原型的争議行為同盟罷業につき、その本質を「労働者が労働契約上負担する労務供給業務の不履行」と捉え、ピケッティングを争議権とは別個の権利、具体的には「言論の自由」論によってその「正当性」を承認するとともに「平和的説得」論によって限界づけ、その上で「諸般の事情」の考量により、一定の物理的有形力を伴うピケッティングを「違法」あるいは「違法性阻却」とする立場をとっている。しかしながら「同盟罷業（ストライキ）の自由」にとどまらぬ、争議権の積極的承認の意義は、ストライキ・労務の集団的拒否に係る法効果、つまり労働契約上の債務不履行責任ないし、その誘致に対する不法行為責任の免責にとどまらず、争議行為の本質を労働力と生産手段の結合の遮断による生産活動・業務の停止とい

う、積極的加害行為として認識しつつ(ピケッチングはこのような争議行為を完成させる行為として、争議行為の本体を構成する)、そのようなものとして争議行為を本来的に「適法」な権利行使とし、刑事・民事的違法評価から解放することになった。麥沼謙「争議権論——歴史及び性格——」日本労働法学会編『労働法講座③(労働争議)』(有斐閣、一九五七年)、参照。旧労働組合法は、正面から争議権(罷業権)を保障する規定をもっていないが、「ピケッチング」其の他ノ争議行為」を刑事・民事的違法評価から解放するというかたちで、争議権を積極的に承認していたことが分かる。

(10) 官吏と雇員・傭人の異同、法的地位の差異については、日本公務員制度史研究会編『官吏・公務員制度の変遷』(第一法規、一九八九年)三三頁以下、参照。なお、このような三区分の母国(西)ドイツでは、今日もBeamte, Angestellte, Arbeiterの區別があり、公勤務に従事するAngestellte, Arbeiterは一般のAngestellte, Arbeiterと同様、争議権、労働協約締結権を有している。Beamteにはこのような権利は付与されていないが、「団結の自由」に基づき警察官、裁判官や軍人なども独自に(Gewerkschaft der Polizei)、或いは他のBeamteや公務員とともに労働組合を結成している(Deutscher Beamtenschaft DBB, ÖTV)。J.G.点について差し当り、日本労働組合総評議会編『ヨーロッパ諸国における官公労働者の労働基本権』(労働旬報社、一九七〇年)参照。

(11) 室井力『特別権力関係論』(勁草書房、一九六八年)第三章「ワイマール国家における官吏法理論——議会民主制と官吏制度——」参照。労働法学者の理論については、津曲藏之丞『労働法原理』(改造社、一九三二年)三二二頁以下、沼田稻次郎『労働法論序説』(勁草書房、一九五〇年)一五四―一五九頁および一六四頁以下参照。この問題の本質は、労働法の対象確定——従属労働性の認識ということ以上に、ワイマール憲法「共和制の原理」によって公法「行政機構を改革・再編成するの、それとも官吏「特別権力関係論」によって第二帝制来の伝統的職業官吏団を温存しておくのかという、社会的デモクラシー対ドイツ保守主義の、すぐれて実践的な対抗理論闘争であった。

(12) 詳しくは、前田達男「休職」(『本多淳亮先生還暦記念・労働契約の研究』法律文化社、一九八六年、所収)参照。

(13) 星野安三郎「警察制度の改革」(東京大学社会科学研究所編『戦後改革③(政治過程)』、東京大学出版会、一九七四年、所収)参照。

(14) 不利益取扱の禁止は、旧労働関係調整法(一九四六年九月)において、労働争議の調整の際の労働者の発言又は「労働者が争議行為をなしたことを理由とする解雇、その他の不利益取扱・禁錮又は罰金刑、労働委員会の同意があれば免責、四十条。争議行為に「正当な」の限定が付されていないことに注意」が加わり、また同法の附則で旧労働組合法第十一条一項は「使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員ナルコト、労働組合ヲ結成セントシ若ハ之ニ加入セントスルコト又ハ労働組合ノ正当ナル行為ヲ為シタルコト

トノ故ヲ以テ其ノ労働者ヲ解雇シ其ノ他之ニ対シ不利益ナル取扱ヲ為スコトヲ得ズ」と改められ、「労働組合ノ組合員ナルコト」の意味がより明瞭にされた（傍線、引用者）。

- (15) 本条文も労務法制審議委員会の答申案では、「使用者ハ同盟罷業其ノ他ノ爭議行為ニ因リ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハソノ組合員若シクハ役員ニ対シソノ賠償ヲ請求スルコト得ズ、但シ爭議行為ガ第二十四条ノ規定ニ違反シテナサレタルトキハコノ限りニアラズ」となっていた（傍線、引用者）。政府案の段階で但書（労働協約の平和条項に違反してなされた爭議行為の場合の除外）が削除され、代りに「正当ナルモノ」が付加された。以上のことから、労務法制審議委員会答申案の基底に次のような考え方のあることが推測される。第一に、かつて労働者の団結の自由を妨げてきた「国家権力」（警察権力）や「資本家」のようないかなる政治の権力や所有の権力に対しては、「自由な」解釈による「権力」の濫用を許さないため、「抽象的文言」や「一般条項」（例えば、「正当ナルモノ」）の使用を極力回避し、具体的例示方式をとる（爭議行為に対する「刑事」「民事」免責条項、参照）。第二にその反面、三者構成をとり国家権力から相対的独自性を保ち、一定の良識の結果が期待しうる労働委員会については、相当な裁量権を付与し、新しい労働法秩序形成（一方では、解散の申立も留保しての労働組合教育、規約・労働協約のチェック、他方では、処罰請求権・調査権を背景にしての、使用者に対する団結権尊重の「指導」）の協力者たらしめようとしている、というのである。

- (16) 「連合国最高司令官総司令部労働諮問委員会最終報告書——日本における労働政策とプログラム——」（竹前「アメリカ対日労働政策の研究」三三三頁以下および第二章「労働関係と労働組合」、参照）。

- (17) 末弘巖太郎「労働法研究」所収「労働組合法論」の第二章「労働組合の法律上の地位」参照。

- (18) 末弘巖太郎「労働法のはなし」（洋社、一九四七年）九九頁。もっともこれに対しては、労働委員会の「調停の機能」と「判定の機能」との混同という批判もある。吾妻光俊「労働法の展開」（海久書店、一九四八年）三〇頁、参照。

- (19) 科罰主義をとる旧労働組合法が、刑罰の威力によって不正労働行為の発生を防ぐ効果はある反面、現になされた不正労働行為の救済（原状回復）について労働委員会に積極的な手段をとる権能を与えていない、という評価がある（例えば、労働省労働法規課編「労働法コンメンタール」①（労働組合法・労働関係調整法）、労務行政研究所、一九五九年、三一七頁）。だが法社会学的に見れば、労働委員会は、「科罰主義」をバックに「実質的な救済」機能を十分に発揮していた。中山和久「不当労働行為論」（一粒社、一九八一年）二六頁以下参照。

- (20) 山田盛太郎「日本資本主義分析」（岩波書店、一九三四年（改版一九四九年）一六〇—一頁。この規定は、「資本論」、「再生産論」を日本資本主義の特殊な具体的な分析に応用しつつ、日本資本主義の基本構造「矛盾を全機構的に描きだしているが、「帝国主

義論」の理論的な摂取、言い換えれば独占帝国主義の「段階論」の媒介を欠落させて、「再生産論」を現状分析に直結させている、という弱点も指摘されている。大石嘉一郎編『日本帝国主義史①（第一次大戦期）』（東京大学出版会、一九八五年）五―九頁参照。

(21) この点での認識は、GHQアメリカ政府とも一致している。例えば、「農地改革ニ関スル覚書」（一九四五・一二・一九）は、「日本帝国政府ハ民主主義的傾向ノ復活ニ対スル経済的障碍ヲ除去シ、個人ノ尊厳ニ対スル尊敬ヲ確立シ、数世紀ニ亘ル封建的圧迫ニヨリ日本農民ヲ奴隷化シ来リタル経済的束縛ヲ破壊センガ為、日本ノ土地耕作者ヲシテ労働ノ成果ヲ享受スル上ニ一層均等ナル機会ヲ得シムルヨウ確實ナル処置ヲ講ズベキコト」と指示し、また「占領下の労働問題と労働プログラム」は、「日本の労働制度に内在する封建的、非民主的、権威主義的制度・慣習・傾向の除去」を指摘している（竹前『アメリカ対日労働政策の研究』四九六頁）。

(22) ILO（旧）労働憲章「ヴェルサイユ条約第一三編（労働）の成立過程と日本の対応については、工藤・前掲書、第一回総会以降の動向は、『日本労働年鑑』がよくフォローしている。

(23) 末弘『労働法研究』二〇六頁。

(24) 末弘『労働法研究』二六九―二七〇頁。

(25) 我妻 栄『経済再建と統制立法』（有斐閣、一九四八年）第三章「日本の再建と経済統制立法」第二節「経済的民主主義とは何か」、参照。この経済的民主主義の思想が、第一次大戦敗戦として革命という状況の中で、政治・経済社会の改革を課題としたワイマールドイツの「経済民主主義」の理論と実践から多大の影響を受けていたことは、容易に想像がつく。なお、労務法制審議委員会の答申案が「労働者ノ経済的社会的並政治的地位ノ向上」を謳った事情については、鮎澤 巖『日本労働組合の方向』社会政策時報第二百九十三号（昭和二十一年四・五月）、「労働組合と政治運動」労働問題研究第四号（昭和二十二年一号）を参照。また「文化ノ進展」の意味については、「精神的生産」（教育、科学、新聞、映画・演劇など）に従事する労働者に「団結の自由」が保障されることによる直接的な効果（知的生産の興隆）と合せて、社会的に公認された労働組合がその教育・文化活動を通じて、組合員・労働者の文化的潜勢力を育成・開花させるであろう、という「文化的民主主義」観が考慮されるべきである。鮎澤「労働組合の文化的職能」労働問題研究第十四号（昭和二十二年十二月）、参照。

三 旧労働組合法から新憲法へ

1 労働組合の簇生と団結承認

旧労働組合法は、「殆ど我が国には労働組合らしいものはなかった」という特殊な状況下に生れた立法であった。それ故、現にある労働組合をそのようなものとして法認する（その発達、運動展開に対して障害となつてゐる法的制約・慣行等を除去する）という手法は採りえず、あるべき（より正確には、これから成長するであろう）「労働組合」を構想しつつ、立法されたといつてもよいであろう。⁽¹⁾ だが、旧労働組合法の描いた「労働」、団結像は、たんに「上から」持ち込まれたのではなく、「下から」の、「労働」自身による「団結権をわがものとする」営為によつても、実体化されてきた。

旧労働組合法の制定、施行と並行して、給料生活者、賃金労働者は、「職員」「工員（鉱員）」の身分職階制の歴然たる炭鉱などの例を除き、多くの場合、協働して事業場単位に「工」「職」混合の従業員組合を組織し、「職工」「職員」の身分的差異は、「従業員」という範疇において止揚されている）、新憲法制定の一九四六年一月までに、労働者の四〇％、四三〇万人を組織していた（労働組合の組織率が最高を記録したのは、戦前では一九三一年の三七万人、七・九％、戦後では一九四九年で六六五・五万人、五五・八％）。旧労働組合法の施行に先行した労働組合の結成は、組合結成の準備、従業員大会の開催、組合結成、即使用者に対する要求の提出・争議開始という形が多かつた。組合が掲げた要求は、「組合の承認」「団体交渉（協約）権の承認」「罷業権の承認」「八時間労働制の確立」「月収の五倍引上げ」⁽³⁾ など、ほぼどの組合にも共通的なものと並んで、「社内機構の決定的民主化（社内首脳部の戦争責任追及）」「従業員の人格尊重と待遇改善」「編集第一主義の確立」（読売新聞従業員組合、一九

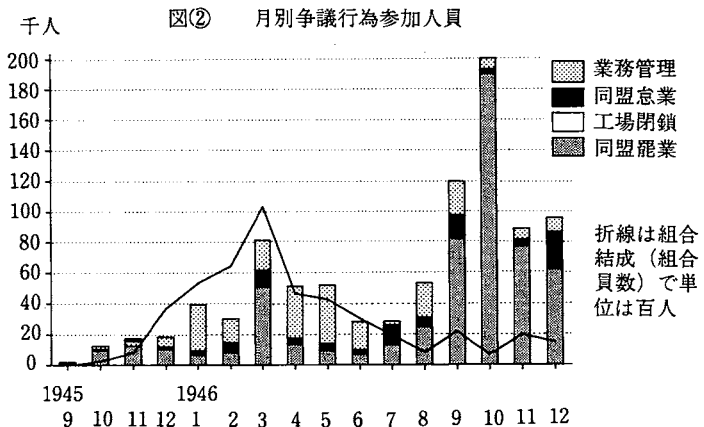
四五年一〇月二五日結成。組合長・鈴木東民は、東京帝国大学法科卒で、編集局・論説委員、戦時中は反ナチ思想のため休職で釜石に帰郷⁽⁴⁾、「反民主主義的幹部の総退陣」「人事行政に対する組合側の参加」(東芝京浜労働組合協議会。電子工業研究所一九四五年二月五日、堀川町工場同一四日、小向工場同一八日、鶴見工場同一九日、柳町工場同一〇日)従業員組合結成、東芝関東労働組合連合会一九四六年二月一日、東芝関西労働組合連合会同一四日結成。この関東・関西に六月結成の東北労連を加えた東芝三連合同闘争委員長には、戦前、日本労働総同盟幹事の経歴をもつ役付工⁽¹⁾小向工場組長・了海明次、この後一九四八年三月一日結成の東芝労連の初代委員長には、東京商科大学(現、一橋大学)卒の社員⁽²⁾本社商品課長の石川忠延が就任している⁽⁵⁾、「職制の民主化」「組合の経営参加」「電気事業の民主化」「職員の電燈料全額会社負担」(関東配電従業員組合、一九四五年二月二〇日結成)⁽⁶⁾、「一方的職首反対」「厚生福利施設の組合監査」(日本鋼管鶴見製鉄所労働組合、一九四五年二月二四日結成。初代委員長・林 武雄は、昔学生運動から労働運動に入った原価計算係の職員)⁽⁷⁾、「経営協議会規約の承認、労働者の経営参加」(高萩炭砒労働組合連合会、一九四六年三月一日結成)⁽⁸⁾、「配給物資の組合管理」「戦時中の軍隊式規律の撤廃、従業員の自主的管理」(加藤製作所従業員組合、一九四五年二月九日結成)⁽⁹⁾、「性別年齢別による差別待遇の撤廃」「女子従業員の封建的状态よりの解放」「女子生理休暇、産前産後の有給休暇制度の確立」(東宝撮影所従業員組合一九四五年二月末、全東宝従業員組合一九四六年三月一日結成)⁽¹⁰⁾、「職員、砒員、身分制的待遇を撤廃」「非民主的幹部の退陣」「世話役解消、町内会長公選有給」(北炭系労働組合協議会)⁽¹¹⁾などをも掲げていた。

このような動きは、「日本に於いては久しきに亘って、半封建的な弾圧を受けていた労働運動は、昭和二十年八月十五日敗戦後、初めて一応運動の自由を得、各企業に於いて続々と組合が結成せられ、昭和二十一年に入るや激化するインフレーションに対し、労働者の生活擁護のための闘争を通じて労働運動は、急速な発展を遂げ、日

本民主化の推進に貢献した……美唄礦業所に於いても昭和二十年十一月四日右礦業所所屬の全炭礦労働者約五千人を一丸とする三菱美唄炭礦労働組合が結成せられ、……同月十一月十三日右組合は同礦業所の会社側に対して左記四項目の要求を提出した。(一)終戦前三ヶ月間の実収入平均を基礎として、賃金を十割増額すること、(二)坑内外共労働時間を一日八時間、採炭関係の実作業時間を一日六時間とすること、(三)出勤手当、坑内五円坑外三円を支給すること、(四)物資配給に関し、会社側と労働組合幹部との合議機関を常置すること……と、裁判所の判決文にも反映されている(三菱美唄礦業所「人民裁判」事件・札幌地判昭和二十二年二月二日、刑事裁判資料第拾号二二三二頁)。また、当時の月別組合結成件数と類型別争議行為参加者数を図示すれば、次のようになる。一九四六年一〇月のヤマは、この頃までに、事業所毎に組織された従業員組合が産業別の結集、いわゆる「単一組合」化を強め、産別会議の提唱を受けて全国的規模で「一〇月闘争」を展開したことになるのである。

このような団結承認を求めての争議(争議行為にまで至らなかつたものを含めて)は、「資本」による従来の専制的・家長制的な職場労働者支配を打破し、労働者の同権を認めて民主主義的原則に基づく経営・事業場運営を目指す「経営協議会の設置」⁽¹³⁾、労働組合、団体交渉権の承認等使用者側の「債務」を列

図② 月別争議行為参加人員



挙しつつ、組合に「組合員の生活擁護のための一切の行動の自由」の留保を認めた「権利宣言型労働協約」の締結という形で決着するのが一般的であった。⁽¹⁴⁾

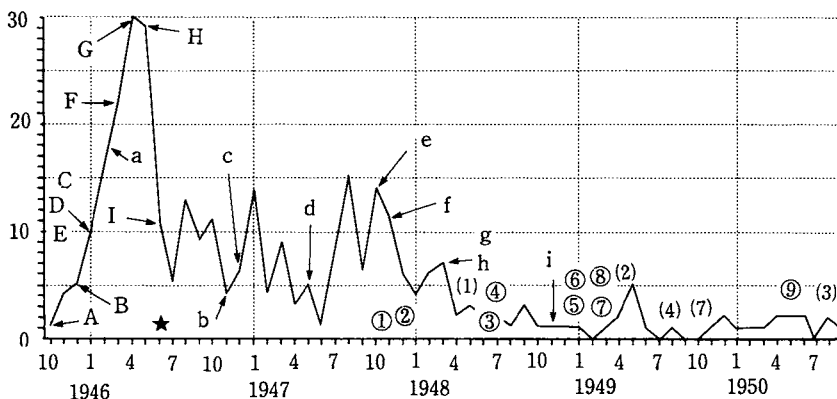
2 生産管理闘争と労働者生産主体

結成された従業員組合が要求実現、特に「民主化」に係って用いた要求貫徹の手段に、「労働者の団体が使用者所有の工場、機械、原料、資材等の生産手段をその占有の下に置き(工場占拠)、企業経営についての使用者の指揮命令を排除して自らその企業経営を担当する(経営掌握)⁽¹⁵⁾」という、生産管理(業務管理)戦術がある。

争議手段としての生産管理は、一九五〇年代に最高裁によって、「わが国現行の法律秩序は私有財産制度を基幹として成り立っており……労働者側が企業者側の私有財産の基幹を揺がすような争議手段は許されない。……生産管理に於ては企業経営の権能を権利者の意思表示を排除して非権利者が行うのである。」(山田鋼業吹田工場事件・最大判昭和二五年一月一日、刑集四卷一―号二二五七頁)として違法と宣せられ、「会社側に非難に値する仕打ちがあり、従業員側にむしろ同情すべき事情があったとしても……到底適法な争議行為としてこれを容認するを得ない。」(理研小千谷工場事件・最大判昭和二六年七月一八日、刑集五卷八号一四九一頁)、「事情の如何にかかわらず、使用者側に専属する生産手段の管理を排除して、それを組合側の実力支配の下におくことは……争議行為の適法性の限界を越えたものである。」(愛光堂印刷製本事件・最二小判昭和二七年二月二二日、刑集六卷二号二八八頁)と、その違法性評価はエスカレートされていった。

しかし、生産管理闘争月別発生件数の推移からも分かるように(図③参照)、生産管理闘争それ自体は、少なくとも一九四六年六月(政府の社会秩序保持声明発表)までは違法として公訴提起されることはなかった(起訴事件となった三菱美唄砒業所及びその支砒・三菱日東美唄炭砒における争議の場合も、生産管理については問題と

図③ 生産管理闘争月別発生件数



- A: 読売争議(第1次) B: 京成電鉄争議 C: 日本鋼管鶴見製鉄所争議
 D: 東芝争議(第1次) E: 関東配電業務管理
 F: 東宝争議(第1次) G: 高萩炭鉱争議(第1次) H: 北炭系諸鉱争議
 I: 都労連業務管理

(※アルファベット大文字A～Iの争議は、裁判事件となっていない。)

★: 政府・社会秩序保持声明(1946.6.14)

a: 三菱美唄鉱業所事件: 1審→②逮捕、監禁、暴力行為処罰法違反。監禁につき有罪、執行猶予。2審→(2)原判決維持。

※所謂「人民裁判」に係る部分の裁判

b: 山田鋼業吹田工場事件: 1審→①業務上横領被告、無罪。2審→(1)有罪、執行猶予

c: 東洋時計上尾工場事件: 1審→⑧業務上横領被告。有罪、執行猶予

d: 薩摩木工事件: 1審→④暴力行為処罰法違反、業務妨害。前者につき有罪、一部執行猶予。2審→(4)原判決維持、全員執行猶予

e: 愛光堂印刷製本事件: 1審→③傷害、建造物侵入、業務妨害。有罪、執行猶予。2審→(3)傷害につき無罪

f: 大和製鋼事件: 1審→⑥暴力行為処罰法違反、建造物侵入。過剰避難行為として刑免除

(なお民事事件=工場業務管理禁止仮処分→1948.1.28労・使・中立の3弁護士による「法定管理」で決着)

g: 理研小千谷工場事件: 1審→⑦暴力行為処罰法違反、業務妨害、建造物侵入。有罪、執行猶予。2審→(7)一部無罪に変更

h: 大阪ヤマサ農機具製造事件: 1審→⑤業務妨害。一部無罪・一部有罪、執行猶予

i: 日東繊維工業事件: 1審→⑨建造物侵入、業務妨害、傷害。罰金

されていないのであって、争議の打開のためにとられた三〇時間余に及ぶ「カンツメ団交」（いわゆる、「人民裁判」事件）や鉦・太鼓を打ち鳴らしての連日連夜にわたる「示威行進」（いわゆる、「軽音楽」事件）が、刑事事件となったものである。また六月以降で、公訴提起されたものについても、「……現在における企業の社会的性質及び所有権の社会的意義を考慮に入れるときは、労働者が争議解決のため企業の物的設備を一時自己の手におさめ、使用者側の支配を排除するも、それは……労働法の立場より判断すべき現象で……団体としての労働者が使用者側の意思に反し企業を占有することをもって、直ちにその占有権ないし所有権及びこれに基く経営権を侵害するものとは見做し難く、生産管理遂行に伴い個別的に派生する諸行為の、適法であるか否かの問題は別として、生産管理自体は適法な行為といわねばならぬ。」（山田鋼業吹田工場事件¹⁶・大阪地判昭和二十一年一月二二日、平田武之、岩本正彦、大野千里裁判官、刑事裁判資料第拾号一〇八頁）、あるいは「生産管理はもともと使用者の所有権、占有権、経営権を侵すものである以上……その正当性については一つの限界がなければならぬ……生産管理にはいる直前における生産状態を維持するために必要な限度の機械及び資材等を平和的な手段によって占有し、善良なる注意を以てこれを使用し、経営者がこれまで行っていた経営方針に準拠して生産、販売、經理、出納等を行うことが必要である……以上の限界の下に生産管理は適法なりと解し……」（薩摩木工事件・鹿児島地判昭和二十三年七月一二日、刑事裁判資料第二六号二〇五頁）という判断が下されていた。

「……同盟罷業怠業が契約上の義務不履行という消極的行為なると異なり……民法によって認められている会社の所有に係る工場機械諸設備等に対する使用権及び収益権を侵害するものといふべくこれを正常化^{ちやうじか}する特別の事情の争議両当事者間に存せざる本件に於ては憲法の肯認する生産手段の私有制を著しく侵すもので……被告人等及び弁護人等の主張は孰れも争議権を財産権より高く評価するものといわざるを得ない。」（愛光堂印刷製本事件・東京地判昭和二十三年六月八日、刑事裁判資料第拾号二五頁）とするような「私有（財産）制」論は、むしろ

少数であった。そしてこうした傾向は、おおむね学説の大勢とも合致するものであった。⁽¹⁷⁾

「この現象は、その良き面においては、敗戦日本経済再建のため、罷業による生産活動の停廃を避けつつ労働者がその主張を貫徹せんとする積極的意欲の表現であり……その悪しき面においては、従来の秩序と権威とに對する、反動的な反感として、勤労秩序荒廃の子であるともいえよう」といふ生産管理争議への評価がある。敗戦「ポツダム宣言」によつて解放された労働者は、たんに商品「労働力」たる存在に甘んじることを拒否して、「労働」社会財の生産主体」として「生産に對する労働者の発言権と決定権」（産別会議規約第二条）を主張した。⁽¹⁸⁾ また「従来の秩序と権威」（「半封建的・家父長制的労働関係」の下でなくても、「労働」が十分に社会的生産を担当する主体として成長していることを実証した。この評価は、こうした「労働」の営為を、やや別の視角から評価したものと云える。

生産管理という争議形態それ自体は、今日ではごく小規模にしか見られない争議形態である。しかし生産管理闘争を支えた「労働」「生産主体」の思想は、生産管理争議が下火になつた後でも、「労働の社会性」の自覚と「職業的良心」に基づく、労働過程・労働内容に関わつての数多くの実践例を作り出しているのである。⁽²⁰⁾

3 極東委員会一六原則による総括

労働三法のうち、(旧)労働組合法が「純国産品」的性格の強い法律であつたのに對して、SCAP-GHQの招聘による労働諮問委員会の来日(一九四六年二月)以後に成立した(旧)労働関係調整法、労働基準法の場合には、一九四九年六月の労働組合法の全面改正ほどではないとしても、いずれもGHQ労働課のイニシアチブが強く働いている。

労働争議調停法に代つて「労働関係ノ調整ヲ目的トシ争議ヲ予防スト共ニ迅速簡易ニ争議ヲ解決スルニ適ス

法律ヲ制定スル」ため、労務法制審議委員会は、(旧)労働組合法の成立後、ただちにその立案作業に取り掛った。労働組合法案審議の整理委員の一人・松岡駒吉も、その作業小委員会の一員であった。だが松岡駒吉を会長に選出した日本労働組合総同盟結成大会(一九四六年八月)は、労働関係調整法案を「争議権の剝奪」「労働組合法の精神を抹殺」と評する宣言文を採択している。⁽²¹⁾労働組合法審議の場合と異なつて、議事録が公表されていないので詳しいことは不明であるが、こうした非難の原因となる非現業公務員の争議行為禁止(三三条)や公益事業における争議制限(争議調停開始後、三〇日間の冷却期間⁽²²⁾三七条)などの条項は、この法案が「GHQ労働課および労働諮問委員会各代表の示唆の下に作」られたことと決して無関係ではない。

このように「労働者の反対を押し切つて」制定・施行された(施行期日は、勅令で定めることになつていたが、「一〇月攻勢」の最中、一〇月一三日施行。政府は、早速、電産争議に対して請求調停にかけた。)労働関係調整法であったが、現行の官公労働者に対する争議行為の全面・一律的禁止と比べると顕著な差がある。第一に、争議行為禁止の対象となるのが、「警察官吏、消防職員、監獄において勤務する者」「現業以外の行政又は司法の事務に従事する官吏その他の者」に限定され、公権力の行使に関わらないか、直接的には携わらない部門(国鉄、通信、学校・試験研究機関など)や職種(単純労務職など)は、外されていたこと。第二に、違反者に対する制裁として、「団体罰」(罰金)が予定されているだけであり、政策的に「違法」とされる争議行為であっても、団結としての活動それ自体への、コンスピラシー(共謀罪)や秩序罰(懲戒処分)の適用が回避されていることである。

先にわれわれは、ポツダム宣言の実行―戦後改革に係る諸機関の関係を図示(図①)し、ポツダム宣言の具体化のための政策決定の公的機関が極東委員会であることを明らかにした。「日本国憲法の労働条項」に関して極東委員会が採択した公的政策が、「日本労働組合に対する原則」(Principles for Japanese Trade Unions, FEC Policy

Dicision, December 6, 1946 通称、「極東委員会一六原則」⁽²³⁾である。労働関係調整法あるいは労働組合法の立法過程に現われた、保守的「後退的傾向は、二・一ゼネスト禁止、マッカーサー書簡」政令二〇一号、レッド・パージ指令など、「占領政策の旋回」によって權威づけられ、「全体の奉仕者」論によって非現業公務員の労働者性否認を意図した国家公務員法全面改正（一九四八年二月）、「自由にして民主的な労働組合主義」を政策シンボルとする労働組合法全面改正（一九四九年六月）、勅令三三五号「占領目的阻害行為処罰令」に代るゼネスト禁止法案の代案「労働関係調整法改正（一九五二年七月）等へと展開されるが、このような展開に支持（指示）を与えた SCAP-GHQ の政策・方針は、いずれも極東委員会によって裁可されたものではない。

これに対して、アメリカ対日初期労働政策、イギリス代表によって提出された原案、これに対するソ連の修正案などを突き合わせ、八カ月に及ぶ議論の上、合意された文書が「極東委員会一六原則」である。「一六原則」の特質を示すものに、次のようなものがある。

一、日本の労働者は、労使間の交渉に参加して労働条件の維持改善をはかり、また、平和的かつ民主的な日本の建設への組織的な参加を含む労働者の正当な (legitimate) 労働組合上の利益に資することを目的として、労働組合を結成することを奨励されるべきである。

二、前項の目的のために労働組合及びその組合員が、団結する権利 (right to organize) は、法律によって保障され、かつ、保護されるべきである。労働者が労働組合に加入する自由は、法定されるべきである。労働組合がこれらの目的を達成するのを妨げるすべての法令は、ただちに廃止されるべきである。使用者は、労働組合の組合員であることを理由として、その者に対し雇用を拒み、または差別待遇をすることを禁止されるべきである。

三、労働組合は、差別待遇を受けることなく自由な集会、言論および出版ならびに放送施設利用の権利 (right

of acces to broadcasting facilities) を有すべきである。ただし、このような集会、言論または文書が占領の利益を直接に阻害する場合には、この限りでない。

四、労働組合は、雇用条件についてその組合員のために使用者と交渉することを奨励されるべきである。日本政府は、労働者またはその代表者と使用者との間における直接かつ任意の交渉によって解決することのできない労働争議を処理するため、調停および仲裁の機関を設置すべきである。この調停および仲裁の機関は、労働者の利益の保護を確保しうる条件のもとに運営されるべきであり、また、使用者がこの機関において代表されているときは、労働組合も同等に代表されるべきである。

五、ストライキその他の労務停止は、それが占領の目的または必要利益を直接に害するものと占領軍当局が認める場合 (only when the occupation authorities consider that such stoppages would directly prejudice the objectives or needs of the occupation) でなければ、禁止されるべきでない。

七、労働組合およびその役員が日本の民主化過程 (democratization process in Japan) に、また、軍国主義的および独占的な慣行の排除のような占領目的の達成のためにとられる措置に組織的に参加することは、奨励されるべきである。ただしこのような参加の奨励は、組合員および組合の利益を守るといふ組合およびその役員の基本的な義務と責任の達成を妨げることのないように行われるべきである。

十二、一九四六年一月四日の追放指令、またはその後の追放指令に該当する者は、労働組合の役職に就くことを許されるべきでない。過去において責任ある資格をもって労働組合の組織または活動の阻害または抑圧に直接関係したすべての者は、労働組合の役員として、労働関係機関において、または調停者、あっせん者もしくは仲裁者として職務に就くことを禁止されるべきである。政府が後援し、または管理する労働組合において役職に就いた者は、再び役職に就くことを許される前に審査に付されるべきである。

十三、自由な労働団体および正当な労働組合活動を阻害することを目的として、または阻害すると同様な方法で設置され、または運営された日本政府機関その他の機関は廃止されるべきであり、または労働に関するその権限は、除外されるべきである。警察その他の政府機関は、労働者をスパイし、ストライキを破り、または正当な (legitimate) 労働組合活動を抑圧することに従事してはならない。

十四、愛国的労働団体 (Pacific Industrial Associations) のような非民主的な労働者団体またはその加盟団体は、いずれも解散されるべきであり、または復活を許されるべきでない。軍国主義的、ファシスト的、その他全体主義的 (totalitarian) な目的をもった新しい労働者団体は、いずれも許されるべきでない。

ポツダム宣言は、このような「日本の労働組合に関する原則」を理論的な媒介として、「日本国憲法の労働条項」
 「団結の「積極的承認」へと展開されたのである。

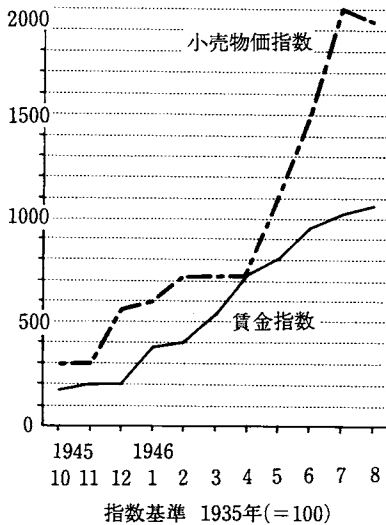
(1) 末弘『労働法のはなし』七〇頁、参照。

(2) 例えば、三菱鉱業の場合、使用人(「正員」、高等教育修了者、本社辞令)「傭員(「准員」、高等教育修了者、場所限り)」「雇人(「准員」。一九三〇年に廃止、准員に統合。小学校教育修了者、雑務・監督・小頭等)」「鉱夫(「甲種鉱夫・乙種鉱夫」という身分階層制)がしかれていた。炭鉱では正員(社員)「准員(雇員)」「鉱夫は、その住む所、住居の水準も歴然とした差別があった。三菱鉱業セメント編『三菱鉱業社史』(一九七六年)二九九頁以下、中村政則「労働者と農民」(小学館、一九七六年)二四九頁以下、参照。戦時中に坑内機械夫として入山した水谷 孝(藤枝丈夫というペンネームで中国問題を評論していたインテリでもある)らを中心として、北海道・美唄鉱業所で労働組合結成の準備が進められた時、雇員たちはこれに加わらず別に職員組合を結成し、他のヤマの職員組合と協議体を組織した。また山口県・小野田市の大濱炭鉱大濱鉱業所でも鉱員と職員が別々に組合を組織していた。組合否認の態度をとり続ける「非民主的独裁的」所長の追放を掲げて、鉱員労働組合が同盟罷業に入ったときに、職員労働組合はその大多数(六分の五)が所長の支持に回り、これに不満をもつ職員組合員一四名が鉱員労働組合に加入し、同盟罷業に参加したところ、所長は、協定成立・同盟罷業解除後、鉱員七八名とともにこれら職員全員を出勤停止処分にした(鉱員七六名はその後、解雇)。これが「大濱礦業所不正労働行為事件」である(一審・山口地判、昭和二年一月二六日、罰金。控訴審・広島高判、昭和三年五月二二日、禁錮一月・執行猶予三年。最判、昭和二年四月二三日、上告棄却。刑事裁判資料第拾号三二二―三三二)。

頁および中央労働時報第六十一号（昭和二十三年五月十五日）、刑集三卷四号二三頁以下、参照。

(3) 坂本 守『昭和史の中の労働運動』（日本労働協会、一九八二年）一四八頁以下、参照。こうした要求が出てくる背景として、戦後のモノ不足・インフレーションの進行がある。下のグラフは、それを示したものである。小売物価指数統計は、第一次大戦直前の一九一四年を基準としており、他方、賃金指数統計は一九三五年を基準としているため、両者の比較のため米価、物価指数を参考に調整している。

(4) 読売新聞従業員組合の結成と読売争議については、労働争議調査会編『戦後労働争議実態調査⑥（労働争議における特殊ケース）』（中央公論社、一九五六年）第一章「第一次読売争議」、増山太助「第一次読売争議史」労働運動史研究会編『産別会議——その成立と運動の展開』（労働旬報社、一九七〇年）、『資料労働運動史・昭和二〇—二二年』八—九頁、鈴木東民「読売争議」季刊・労働法第五八号、参照。なお、同じ頃「朝日新聞」でも新聞の戦争責任追及と社内機構の民主化を要求する編集局員・従業員の運動があり、論説委員・聴濤克巳（後の、産別会議初代議長）が東京本社従業員組合（一九四五年一月一日日結成）の委員長に就任している。初期の組合規約ほか資料は、朝日新聞労働組合編『朝日新聞労働組合史』（一九八二年）参照。「朝日」は、首脳部が総退陣したため、業務管理闘争は起っていない。



(5) 東京芝浦電気各事業場における組合結成と東芝労連の成立、東芝争議については、山本 潔『東芝争議（一九四九）』（御茶の水書房、一九八三年）、要求事項、労働協約、経営協議会規程全文は、『資料労働運動史・昭和二〇—二二年』二二—二六頁参照。松川事件発生の日（一九四九年七月五日）に、石坂泰三新社長によって通告された六、六〇〇名の誠首は、「過剰雇用の処理」に便乗して組合幹部・職場活動家・共産党員などを職場から排除し、労働協約と経営協議会による組合の経営参加システムの破壊と合せて、「経営権」の復活・確立を意図したものであったといえる。東芝第一次争議の所産である「東京芝浦電気労働協約書」には、次のような条項があった。第四条「会社ハ組合員ヲ解雇シ又ハ転任セシメントスル場合ハ予メ組合ノ同意ヲ得ルモノトス」、第五条「会社ヲ組織又ハ職制ノ改廃、法令ニ依ラザル工場施設ノ大変更ヲナサントスルトキハ会社ハ之ヲ各事業場運営協議会ニ付議ス」、第六条「会社ヲ組合員ノ給料賃金其ノ他ノ給与規定ヲ変更改廃セントスルトキハ会社ハ之ヲ経営協議会ニ付議ス」、第七条「会

社が組合員ヲ表彰シ又ハ罰セントスルトキハ会社ハ之ヲ各事業場運営協議会ニ付議ス、第八条「会社ハ組合員ノ福利厚生(文化諸事業ヲ含ム)ニ関スル事項ヲ経営協議会ニ付議ス。また同協約書は、前文で「会社ハ各組合ガ夫々ノ事業場ニ於ケル従業員ノ大多数ヲ以テ組織セラルルモノニシテ夫々ノ事業場ニ於テ団体交渉権ヲ有スル唯一ノ組合タルコトヲ承認ス」と謳い、第一条でユニオン・ショップ、第二十二条で協約の自動更新を規定していた。

(6) この争議については、労働争議調査会編『戦後労働争議実態調査②(電産争議)』(中央公論社、一九五七年)第四章「電産の争議」、要求事項、交渉経過等は、『資料労働運動史・昭和二〇―二一年』二六―二九頁、参照。

(7) 労働争議調査会編『戦後労働争議実態調査⑦(鉄鋼争議)』(中央公論社、一九五八年)第二章「日本鋼管の争議」——昭和二一年——二九―三二頁参照。

(8) 『資料労働運動史・昭和二〇―二一年』九四―九八頁、第二次争議は一七三―一八〇頁、『日本労働年鑑』第三集(戦後特集)六〇―六三頁、労働争議調査会編『戦後労働争議実態調査①(石炭争議)』(中央公論社、一九五七年)第一章「組合の結成と全炭の闘争」、参照。

(9) 『資料労働運動史・昭和二〇―二一年』二七―二九頁、参照。

(10) 『資料労働運動史・昭和二〇―二一年』八五―八八頁、参照。

(11) 『資料労働運動史・昭和二〇―二一年』一一―一六頁、参照。「世話役」とは、「世話方鉱夫」で、身分は雇人(小頭格)。坑夫の雇入、繰込みなどに従事する、筑豊の炭鉱でいえば「納屋頭」に相当する鉱夫。

(12) 三菱美唄鉱業所「人民裁判」事件については、中央労働委員会から詳細な実情調査報告書「三菱美唄炭礦労働争議報告資料」が出されている。『資料労働運動史・昭和二〇―二一年』四四―五八頁、参照。

(13) こうした経営協議会設立運動は、多分にワイマール・ドイツの社会化経営協議会(法)の思想的影響を受けたものであり、政府(商工省)も又、経営協議会の法制化を考慮していた節がある。中島正道「戦後激動期の『下からの経営協議会』思想」清水慎三編著『戦後労働組合運動史論』(日本評論社、一九八二年)参照。経営協議会の実態例等は、野村平爾「経営協議会」(日本評論社・法學理論篇、一九五〇年)参照。

(14) その代表的な例が、業務管理無賃運転闘争を経て協定された京成電鉄団体協約書である。その経過と協約書の全文は、『資料労働運動史・昭和二〇―二一年』一四―一六頁、参照。

(15) 大和製鋼業務管理禁止仮処分事件：大阪地決昭和二四年一月二日、刑事裁判資料第拾号五一六頁。西村・木村監修『大阪社労労働運動史・戦後編・第三卷』(有斐閣、一九八七年)六一―六頁以下も参照。

(16) 「所有と経営の分離」論は、後の日東繊維工業事件(岐阜地判昭和二五年五月二五日、刑事裁判資料第五五号七二頁)によつてさらに深められている。「近時企業的所有と経営は漸次分離し、経営は広義において使用者と一般従業員たる労働者の手によつて運営されている……経営の一翼を担当する労働者が平素の自己の職場(工場)において与えられた施設器材等を利用し、創意と工夫を以て独自の経営を継続する場合には、仮令一時的に使用者の之等の物的設備に対する支配を排除し、之がため使用者に對し或る程度の反射的不利益をもたらすことがあつても、それが正当な目的を有する争議行為に屬し、且つ使用者側の経営方針を無視するものでない限り、いわば使用者に對する契約違反即ち民法上の債務不履行の域を出ぬものであつて正当な争議行為たるを失わず……」。なお本件の控訴審(大阪高判昭和三年五月二九日、刑事裁判資料第拾号一一五頁)は、「使用者が所謂生産サボを行なふなど」特別な場合に限り生産管理は正当な争議行為といひ得る。」としつ、本件は、特別の事情の立証なしとして違法と判断。懲役六月、執行猶予一年とした。

(17) 判例と学説との対応関係については、宮内 裕「片岡 昇」労働事件判例にみる裁判官の意識」法律時報二八卷九号、参照。判例の全体的動向については、沼田稻次郎「生産管理」『総合判例研究叢書・労働法(2)』(有斐閣、一九五八年)、学説については緒方節郎「生産管理」日本労働法学会編『労働法講座・第三卷(労働争議)』(有斐閣、一九五七年)が詳しく、また「生産管理論争」の理論史的総括は、片岡 昇『現代労働法の理論』(日本評論社、一九六七年)八四―一〇二頁、またその今日的な意味をも視野においての検討として、吉田美喜夫「戦後生産管理闘争と生産管理論の現代的意義」立命館法学一九七五年一―二号、参照。

(18) 石井照久「新憲法と労働」(一九四八年三月発表)『労働法の研究(1)(労働基本権)』(有信堂、一九六七年)に再録。傍点、引用者。

(19) 例えば、「待望久シカリシ全国鉄五十余万労働者ノ大同団結今や成ル」の記念碑を石川県・片山津に残している国鉄労働組合総連合会結成大会(一九四六年二月末)は、「誤レル世界親ト軍国主義的国策トノ必然的帰結ハ我が国家社会ヲシテ空前ノ困窮ト破滅ノ淵ヲ彷徨セシメツツアル。此ノ暗澹タル窮状ヲ打開シ民生ヲ安定再建スルモノハ偏エニ生産ノ増強ニ在リ。特ニ我等労働者ノ労働デナクテハナラヌ。国鉄完全運営ノ重責ハ我等ノ双肩ニカカツテイル。カカル我等ハ旧来ノ封建的官庁奴隷ノ桎梏ヲ打破シ蹶然起ツテ新時代ノ大イナル廻転ニサキガケ徹底セル民主主義ノ確立ヲ期セントスルモノデアル。……オモウニ新生日本ノ起動力ハ我々労働者ノ手中ニ在ル。我等ハ新シキ時代ノ動向ヲ把握シ普ク全国労働者ト提携シ世界平和文化興隆ノ一翼ヲランコトヲ熱望スルモノデアル」と高らかに宣言している。『資料労働運動史・昭和二〇―二一年』四七八頁、参照。

(20) 教育に対する政府「文部省の『不当な支配』(教育基本法一〇条)と教育労働への疎外の強要に抗議し、テスト実施の職務命令を拒否、あるいはこれを阻止して、『正常授業』を行つた一九六一、六二年の学力テスト反対闘争(日教組『日教組弁護団編』戦後教

育裁判史」(労働教育センター、一九八〇年)一八八頁以下、参照)、生産の社会的性格を忘却し資本主義的私利利潤追求に走って住民に危害を加えた公害、その「加害の共犯者」たることを拒否した「労働」の実践(前田「労働組合の公害闘争方針」本多片岡編「公害と労働者」(法律文化社、一九七一年)参照)、さらに日教組・日高教「教育研究全国集会」などの研究会(遠藤 晃「労働組合の研究集会活動と住民運動」『新マルクス経済学講座⑥(戦後日本資本主義の階級構成)』(有斐閣、一九七六年)参照)は、そのささやかな例証である。

(21) 『資料労働運動史・昭和二〇―二二年』五五五頁。なお、労働側がこぞって「労働関係調整法案反対」を掲げたのは、非現業公務員の争議行為禁止、公益事業における争議制限というポリシーの内に、労働基本権を「公共の福祉」論によって制限しようとする考え方が、顔をだしているからである。労務法制審議委員会の要綱に基づき、法案作成に当たった政府当局の、第九〇帝國議會における提案理由説明には、次のような下りがある。「労働争議ト公益トノ関係デアリマス、労働者ノ団結権及ビ団体交渉権ハ常ニ公共ノ福祉ノ為ニ利用セラレ、是ト調和ヲ保ツテ行カネバナラヌノデアリマス、此ノ趣旨ハ憲法改正案ニモ謳ツテ居ル点デアリマス、殊ニ国家事務ハドウシテモ都合好ク遂行サレネバナラヌシ、国民生活ノ脅威ハドウシテモ除カレネバナラヌノデアリマス、本法案ニ於テハ其ノ趣旨ニ則リマシテ、一方現業員以外ノ官吏等ノ争議行為ヲ禁止スルト共ニ、他方運輸、水道、電気、瓦斯、医療、衛生等ノ最少限度ニ於ケル公益事業ニ対スル抜的争議ヲ禁止シマシテ、且ツ状況ニ依ツテハ当事者ノ申請ナクシテ調停ヲナシ得ルコトトナシタノデアリマス、是ハ国家トシテ一般国民ノ公益擁護上当然ノ措置デアルト思フノデアリマス」(労働省編『労働行政史・第二巻』二四五頁。傍線は引用者)。

(22) SCAPGHQ労働諮問委員会「最終報告書」、竹前「アメリカ対日労働政策の研究」三八〇頁、参照。

(23) 極東委員会での審議過程については、竹前「戦後労働改革史」六〇―六七頁、参照。原文(英文)の全文は、労働省編『労働行政史・第二巻』三〇二―三〇四頁、日本語訳は、沼田稲次郎編『資料労働法』(労働旬報社、一九七九年)を参照。

(24) このような展開のアウトラインは、前田「労働政策と法」天野他編『マルクス主義法字講座⑥(現代日本法分析)』(日本評論社、一九七六年)三二九―三三四頁に示した。